

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の第1期中期目標期間終了時における組織及び業務の全般にわたる検討並びに講ずる所要の措置について（素案）

第1 趣旨

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の第1期中期目標期間（平成28年4月1日～令和4年3月31日の6年間）の終了に伴い、法人の設立団体である山陽小野田市（以下「市」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第79条の2第1項に基づき、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標期間の終了時までには、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

○地方独立行政法人法

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までには、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

第2 法人の業務を継続させる必要性、組織及び業務の検討並びに所要の措置の考え方について

法第79条の2第1項に定める中期目標期間終了時における業務を継続させる必要性、組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずることについては、次期中期目標の内容に影響を与えるものである。しかしながら、これらの検討を中期目標期間の終了後に行った場合、次期中期目標及び中期計画に反映させることは困難となる。このため、中期目標の期間終了時の検討及び措置について、市では、次のとおり対応することとする。

「法人の業務を継続させる必要性」については、法第78条の2第1項第2号の規定に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行った第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に対する評価の結果に加え、法第79条の規定に基づき学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関（以下「認証評価機関」という。）の評価結果を踏まえて検討し、決定するものとする。

また、法第79条の2第2項に定める評価委員会への意見聴取は、法人に業務を継続させることを前提に策定した第2期中期目標（案）を検討する際に実施することとし、第2期中期目標の確定をもって法に定める「組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」及び「講ずる所要の措置」とする。

地方独立行政法人制度における法人の運営は、基本的に中期目標期間を1タームと捉えており、中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織、役員人事等に反映させるべく、所要の措置を講ずることとしている。

これにより、経済社会情勢等を勘案し、行政主体が担う必要性が乏しくなった事務・事業を廃止あるいは民営化するなど、機動的な・弾力的な業務運営が行われることとなる。

（地方独立行政法人法逐条解説より抜粋）

第3 評価委員会等の評価結果

1 評価委員会による評価

(1) 大項目別評価の内容

I. 教育研究等の質の向上【評定：A】

・教育に関する目標を達成するための措置

- ◇ 産学連携による実践型人材育成教育を行うアクティブ・ラーニング「地域技術学」を開講し、協力企業が増えており、産学官連携の効果が期待できる。（アクティブ・ラーニング：学生の能動的な学習への参加を取り入れた学習方法）

- ◇ 教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD研修）に積極的に取り組んでいる。
- ◇ 一般入試の志願倍率が計画を大幅に上回る水準となっており、入学定員充足率が100%を超えている。
- ・ **学生への支援に関する目標を達成するための措置**
 - ◇ キャリアカウンセラーによる学生相談やハローワークジョブサポーターによる進路相談を実施し、専門家による就職・進学に対する相談・助言体制を充実させている。
 - ◇ 公務員専門学校による公務員受験対策講座の開講や、教員採用試験対策講座の開講及び教育実習の訪問視察等を実施し、公務員及び公立又は私立学校教員を目指す学生の支援に取り組んでいる。
 - ◇ 「地域産業論」の開講や市内・県内企業による学内企業説明会の開催、教職員による山口県内企業への訪問や採用に関する企業アンケートの実施等、地元企業の魅力を伝える取り組みを推進し、県内出身者の県内企業就職率向上のため、積極的に取り組んでいる。
- ・ **研究に関する目標を達成するための措置**
 - ◇ 研究室公開や技術相談会を積極的に行い、産学連携を推進し、大学の研究成果の公表に取り組んでいる。
 - ◇ 科学研究費補助金申請率が高い水準を維持し、外部資金獲得に向けて積極的に取り組んでおり、外部資金獲得額が伸びている。
- II. **地域社会との連携、地域貢献【評定：B】**
 - ・ **地域コミュニティの中核的存在としての拠点化**
 - ◇ 大学の技術シーズと企業の技術ニーズとのマッチングを支援するための研究室公開・技術相談会の開催や「やまぐち産業維新展」に技術紹介ブースを出展し、地域の技術力向上に取り組んでいる。
 - ◇ 大学開放授業や県内の高等学校を対象にした出前講義や体験学習を開催している。
 - ・ **産業界との連携**
 - ◇ 大学の技術シーズと企業の技術ニーズとのマッチングを図り、支援する調整役としてコーディネーターを配置し、連携案件の推進と特許取得の支援を行っている。
 - ・ **政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮**
 - ◇ 市が設置する各種委員会・審議会の委員に就任し、地域の課題解決に積極的に取り組むとともに、今後、地域民間団体の委員会等にも参加し、地域の課題解決に向けての取り組みが期待される。
 - ・ **学生の地元定着**
 - ◇ 入学者に占める県内出身者の割合を高めるため、県内高校出身者

を対象とした地域推薦を実施している。

Ⅲ. 業務運営の改善及び効率化【評定：B】

・運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 理事会及び学長室会議の設置や担当理事制及び副学長制の導入により、理事長と学長を中心とした運営体制の強化に取り組んでいる。

・教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

◇ 学部及び研究科等の教育研究組織を見直し、適切な教員配置を行うための取組を進めている。

・人事の適正化に関する目標を達成するための措置

◇ 科学研究費補助金の獲得件数の増加を目指し、申請説明会の開催や申請者に加算配分するなど、教育研究活動の活性化や教職員の資質の向上に資する仕組みの構築に取り組んでいる。

・事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

◇ インターネット出願の推進、学生アパート紹介業務、入試関連業務等の外部委託の活用を推進し、業務の効率化を行っている。

◇ タブレットやパソコンでの資料の閲覧、学内グループウェア内への企業資料のPDFファイルの掲載等により、資料のペーパーレス化を推進し、業務の効率化に努めている。

Ⅳ. 財務内容の改善【評定：B】

・自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇ 外部講師を招いて外部資金及び競争的資金獲得に向けた研修会を開催している。

・経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇ 研究代表者として外部資金及び科学研究費補助金等を獲得した教員に対し、教員研究費として奨励特別配分を実施している。

・資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置

◇ 学内売店のスペースを拡充し書籍コーナーの増設や、3箇所目となる学生食堂をオープンする等、利用者の利便性の向上に努めている。

Ⅴ. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供【評定：B】

◇ 工学部の3学科について自己点検・評価を実施し、日本技術者教育認定機構（JABEE）に継続審査の申請を行い、認定を受けている。

◇ 中期計画及び年度計画に対する自己点検及び評価の結果について要約した資料、山陽小野田市公立大学法人評価委員会による評価結果について、大学のホームページに掲載し、公表している。

Ⅵ. その他業務に関する重要目標【評定：B】

・施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

◇ 図書館利用者へのサービスの向上のために、図書及び電子ジャーナルの蔵書数の増加、書架及び閲覧スペースの拡充と、アクティブ・

ラーニング室の設置を行っている。

・安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

◇ 研究室等における薬品類の適正な保管管理、作業環境の安全管理等を強化するため、環境安全管理室の設置に向けて準備を進め、学生や研究従事者の健康保全及び安全衛生の確保に努めている。

◇ 薬品管理システム(CRIS)の運用を開始し、薬品の一元管理の強化を図るとともに、管理を適切に行うために「環境安全のしおり」を作成している。

・法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置

◇ 学生及び教職員を対象に防災講習会、防災訓練、煙避難訓練、消火訓練を実施している。

◇ 災害対応能力の向上を目指して宇部・山陽小野田消防局と連携している。

(2) 総合評価の内容

評価結果：中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいる

当該評価は、大項目別評価6項目のうち、「中期計画の進捗は順調」とする「A」評価が1つ、「中期計画の進捗は概ね順調」とする「B」評価が5つで、これを総合的に勘案された結果、全体評価は、「中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいる」とされ、今後は、「大学が掲げる3つの基本理念である『世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな人材の育成』『波及効果の期待できる独創的・先進的研究の推進』『教育・研究と地域貢献が一体化した生涯教育の充実』の実現に向けて着実に取り組むことが、大学の目指す『世界を視野に、地域のキーパーソンとなる人材の育成』につながり、薬工系公立大学として、幅広い形で山陽小野田市だけでなく、山口県にも貢献できることを期待する。」との内容となっている。

この評価結果から、法人の第1期中期目標及び中期計画の達成に向けた着実な取組が評価されており、地域社会に貢献する大学として今後のさらなる取組が期待されている。

2 認証評価機関による評価

評価結果：日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する

法人は、平成29年度に認証評価機関（公益財団法人 日本高等教育評価機構）による大学機関別認証評価を受審し、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。」と評価されている。

その評価報告書では、4つの基準、22の基準項目の全てを満たしており、「工学部の3学科（機械工学科・電気工学科・応用化学科）ともJABEE認定の教育プログラムを有し、継続審査を受けて認定を維持しており、JABEEの考え方を教育改善に活用し、全学的に展開していること」、「文部科学省の『産

業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業』等のキャリア育成支援事業に継続的に採択されていること」が優れた点として評価されている。

また、大学独自の基準として掲げられている「地域社会への貢献」については、概評として地域貢献事業や産学連携活動の推進への積極的な取組が評価されている。

第4 理科大の沿革及び現状と課題

山陽小野田市立山口東京理科大学の母体は、昭和62年4月に設置された東京理科大学山口短期大学（平成8年3月に廃止）にある。その後、平成7年4月に4年制大学として山口東京理科大学が設置された。学部については、基礎工学部（電子基礎工学科、素材基礎工学科）でスタートし、平成21年4月に基礎工学部を工学部に名称変更し、学科構成を現在の機械工学科、電気工学科、応用化学科に改編した。また、大学院については、平成11年4月に基礎工学研究科基礎工学専攻修士課程を、平成15年4月に基礎工学研究科基礎工学専攻博士後期課程を設置した。なお、平成25年4月に基礎工学研究科は工学研究科に名称変更された。学部及び大学院のほか、平成9年12月に液晶研究所、平成17年6月に先進材料研究所、平成25年4月に教職課程、平成26年4月に地域連携センター及び教育開発センターを設置した。

平成28年4月に市が設置者となり公立大学法人を設置し、公立大学となり、平成30年4月に西日本の公立大学初で山口県初となる薬学部（薬学科）を設置した。公立化後、平成28年4月に共通教育センターを、平成30年4月に機械設計工作センター及び国際交流推進機構、研究機器センターを、平成31年4月に研究推進機構を、令和2年4月に環境安全センターを設置した。

公立大学の財源は、寄附金や委託金等の小規模なものを除くと、入学金や授業料等の学生からの納付金と、その設置者である地方公共団体からの拠出に大別される。後者については、公立大学法人化した大学に対しては、設置者である地方公共団体から運営費交付金という形で拠出されるが、公立大学を有する地方公共団体に対しては、大学を設置し管理するための経費が普通交付税額の算定において基準財政需要額に算入される形で措置されている。このため、法人の設置者である本市においては他の公立大学の設置者同様、普通交付税措置額を運営費交付金の財源として活用している。なお、措置された普通交付税に余剰がある場合は、将来の大学の施設整備等のために公立大学法人運営基金に積み立てることとしている。

法人化後は、学生数の増加や薬学部関連施設等の整備により法人の予算規模は増加基調にあるが、公立化の影響や薬学部の設置により、志願者数の増加や入学定員及び収容定員を充足し、学生数増に伴い普通交付税措置額も増額している。また、理事長及び学長のリーダーシップの下、健全な業務運営が行われ、質の高い教育研究活動及び地域連携・地域貢献活動が進められており、第1期中期目標

期間における法人及び大学の運営は財政状況を含め順調に行われていると考えられ、法第78条の2第1項第2号の規定に基づき、評価委員会が行った第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に対する評価においても「中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいる」と評価されている。また、認証評価機関の評価においても「大学評価基準に適合している」と認定されている。

しかし、今後も引き続き安定した法人及び大学の運営を継続し、発展をしていくためには、18歳人口が減少する中においても入学定員及び収容定員の確保を堅持し、外部資金の獲得等による財源の確保や効率的・効果的な予算執行による歳出の削減、大学情報の積極的な発信、質の高い教育研究活動の確保・向上に努め、魅力ある大学づくりを進めていく必要がある。さらに、ウイズコロナ／ポストコロナの時代においては、コロナウイルス感染症の拡大防止と学生の学修機会の確保を両立していくことが求められることから、教育環境施設の整備を進めるとともに法人及び大学の組織について迅速かつ柔軟に見直していく必要がある。

○法人及び理科大の状況

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
学生数 (収容定員)	922人 (839人)	971人 (839人)	1,123人 (959人)	1,185人 (1,079人)	1,267人 (1,199人)	1,382人 (1,319人)
うち工学部 (定員)	896人 (800人)	941人 (800人)	979人 (800人)	887人 (800人)	849人 (800人)	855人 (800人)
うち薬学部 (定員)	— (—)	— (—)	119人 (120人)	261人 (240人)	378人 (360人)	487人 (480人)
うち大学院 (定員)	26人 (39人)	30人 (39人)	25人 (39人)	37人 (39人)	40人 (39人)	40人 (39人)
入学者選抜 志願者数	—	1,655人	3,604人	2,392人	2,933人	2,176人
入学者選抜 志願倍率 (公立全体)	— (—)	13.6倍 (6.4倍)	13.6倍 (6.3倍)	11.3倍 (6.3倍)	13.8倍 (6.0倍)	10.3倍 (5.9倍)
法人予算額	1,542,651 千円	2,274,835 千円	2,244,196 千円	2,600,519 千円	2,544,818 千円	2,918,685 千円
普通交付税 措置額	1,562,762 千円	1,597,100 千円	1,826,984 千円	1,881,420 千円	1,988,456 千円	2,131,944 千円
運営費交付 金の交付額	771,023 千円	1,545,085 千円	1,542,915 千円	1,537,523 千円	1,590,987 千円	1,645,940 千円
市基金残高	1,349,868 千円	871,582 千円	776,101 千円	741,163 千円	782,962 千円	688,824 千円

※ 学生数は、各年度、毎年5月1日現在の人数

※ 金額は、R元年度までは決算額、R2年度以降は予算額

第5 総括

1 法人の業務を継続させる必要性について

上記第3のとおり、法人では第1期中期目標及び中期計画に沿った取組が実施され、評価委員会からは「中期目標の達成に向けて着実に取組が進められている」との評価を得ている。また、認証評価機関からは「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」との評価を受けている。このことから、法人及び大学の業務運営は適切に行われ、公立大学としての役割を果たし、今後の地域貢献活動についても期待されることから、これまでの取組は確実に成果をあげているものとする。

市としては、これらの評価結果を踏まえ、地域に根差した地域貢献型大学として発展を目指し、「理事長及び学長がリーダーシップを発揮し、法人及び大学の安定的な運営に努めること」「薬工系大学の特徴を活かし、『知(地)の拠点』として教育・研究力の向上にスピード感を持って取り組むこと」「世界的な視野を持ち、地域社会に貢献し、活躍できるグローバル人材の育成に取り組むこと」「産学官金及び地域社会との連携の更なる進化に取り組み、地域の課題とニーズを的確に把握し、地域のポテンシャルを引き出し、地域社会・産業の発展及び地域の課題解決に寄与すること」等への取組を求め、第2期中期目標を策定し、大学に提示する。

以上のことから、法人業務の継続は必要であり、継続させることは妥当と考える。

しかしながら、法第78条の2第1項第2号に基づき行われた第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績に対する評価委員会の評価は、そのほとんどが「B」評定であったことから課題も多く残されており、今後も引き続き対応していく必要がある。また、先行き不透明な時代の中で、新たな課題やニーズが出てくると考えられるが、大学は「知(地)の拠点」として教育研究活動及び地域貢献活動に引き続き取り組まれることを期待する。

これらを踏まえ、第2期中期目標期間においては、地域が抱える課題や新たなニーズへの対応・取組を第2期中期計画に反映させ、指示した第2期中期目標の達成に向けて理事長及び学長のリーダーシップの下、教職員が一丸となり、着実に実施されることを期待する。

2 組織の在り方その他組織及び業務の全般について

上記第4のとおり、評価委員会及び認証評価機関から法人及び大学の取組の成果を「順調又は概ね順調」「基準を満たしている」と評価されていることから、全般的に法人及び大学の組織及び業務の運営は順調に行われており、適切かつ妥当と考える。

今後もこの順調な業務運営を継続し、さらに充実するために、第2期中期目標に掲げた目標の達成に向けて着実に取り組まれることを期待する。目標

達成に向けては、教職員一人ひとりが高い意識を持って、能力の向上に努めることが必要であり、そして、その能力が如何なく発揮され、効率的・効果的な業務運営が行われる組織を検討し、構築することが必要である。

なお、組織体制を検討する際には、多様性が求められる時代を迎える中、学内に留まることなく、他の高等教育機関や企業、行政、地域社会等との連携を充実・強化し、「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現できる組織を検討されることを期待する。また、組織体制及び業務運営は、必要に応じ、柔軟かつ迅速に見直されることが望まれる。

3 講ずる所要の措置について

上記1及び2のとおり、法人は、第1期中期目標及び中期計画の達成に向け、法人経営の責任者である理事長と大学の運営の責任者である学長のリーダーシップの下、教育研究活動はもとより地域社会及び企業等との連携に積極的に取り組み、地方創生の推進に貢献し、地域に根差した公立大学、「知（地）の拠点」として期待される役割を果たしており、評価委員会による業務実績評価においても「中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいる」と評価されている。さらに、法人及び大学の取組は、本市が目指す将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」づくりに寄与しており、市のまちづくりを推進していく上で重要な役割を担っている。

このことを踏まえ、第2期中期目標においては、大学の基本理念及び教育方針を念頭に、質の高い教育研究活動の維持・向上を図り、企業、地域社会、他の高等教育機関等との連携をさらに進化させ、来るべき新たな時代の中で、世界を視野に、社会に貢献し、活躍できる多様性を備えた人材の育成等に取り組み、公立大学として地域貢献型大学を目指すという策定方針を明示し、評価委員会の意見聴取をもとに検討を進め、その検討結果を反映させて策定し、第2期中期目標を法人に指示することで、所要の措置を講じるものである。

なお、法人においては、第1期中期目標期間における法人及び大学の業務運営の総括を行った上で、第2期中期目標達成のための第2期中期計画を策定することとなり、当該計画において法人及び大学が目指すべき将来像とそれを実現するための重点戦略を定めることになる。

今後は、第1期中期目標期間においての取組をより進化させ、法人及び大学の更なる発展に向け、第2期中期目標及び中期計画の達成に向けた着実な取組を期待する。